

政見放送の録音・録画業者の方へ

公費負担制度は、候補者等の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。
請求の際には、請求額等の誤りがないよう十分にご確認の上、請求くださるようお願いいたします。

1 政見放送の録音・録画契約の公費負担について

公費負担の対象は、日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備により政見を放送するために、録音又は録画及びその複製に要した費用です。複製については日本放送協会及び総務大臣が定める基幹放送事業者に持込む必要がある本数を上限として請求できます。

2 公費負担の限度額

① ラジオの場合

- ・録音に要した費用・・・1種類の単価 226,000円
- ・複製に要した費用・・・1本につき 2,000円

② テレビの場合

- ・録画に要した費用・・・1種類の単価 2,873,000円
- ・複製に要した費用・・・1本につき 34,000円

※ 録音又は録画がそれぞれ2種類ある場合には、その種類ごとに当該要した金額と公費負担の限度額とのうちいずれか少ない金額を合計した金額について請求をすることができます。

日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画に係る金額については、東京都に支払を請求することはできません。

3 公費負担の請求に必要なもの

(1) 請求書（政見放送用の録音・録画）

記載例を参照して、誤りのないよう作成してください。なお、請求ができるのは、限度額の範囲内に限られます。書類の提出は、12月27日（金）までに東京都選挙管理委員会をお願いします。

(2) 請求内訳書

記載例を参照して、請求内訳金額を正確に記載してください。

(3) 政見放送録音・録画証明書

この証明書は、政見を放送するために録音又は録画及び複製に要した費用の実績を候補者届出政党が証明したものです。請求書に添付してご提出願います。

(4) 支払金口座振替依頼書

東京都からご指定の口座（東京都公金収納取扱金融機関に限る）へお振込み致しますので、正確に記載してください。

※金融機関・支店コード等、記載内容に不備がある場合、再提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。